

東京都北区 長期優良住宅 申請書類一覧

下の順番で揃えてお持ちください。迅速な事務処理にご協力をお願いします。

順番	書類名		正本	副本
①	認定申請書（1面～4面）（押印不要）		○	○
②	委任状（押印不要）		○	○
③*	長期使用構造等である旨の確認結果が記載された 住宅性能評価書 又は 長期使用構造等である旨の 確認書		○ (写)	○ (原本)
④	登録住宅性能評価機関への申請日が確認できる書類（③に記載がある場合は不要）		○	
⑤	災害配慮地域確認用シート他（災害配慮地域に近接している場合は必要）		○	
⑥	居住環境基準等に適合していることが確認できる資料（該当する場合のみ）		○	
⑦*	設計内容説明書		○	○
⑧	確認済証（写）		○	
⑨	確認申請書（1面～6面）（写）		○	
⑩	維持保全計画書 ※1		○	○
⑪*	案内図（付近見取図）	方位、道路及び目標となる地物	○	○
	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別	○	○
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の名称、用途及び寸法、居室の寸法、階段の寸法	○	○
	面積表、求積図	階段部分面積を除いた専用部分面積が確認できる計算表等	○	○
	立面図（2面以上）	縮尺、外壁、開口部の位置	○	○
	断面図、矩計図	縮尺、建築物の高さ、軒の高さ、軒及び庇の出	○	○
⑫*	状況調査書（増改築、既存の場合のみ）		○	○
⑬*	工事履歴書（既存の場合のみ）※2		○	○

*の書類は登録住宅性能評価機関からの押印済みのある書類となります。

③が無い場合は、上記の書類以外に必要書類があります。事前にご相談ください。

※1 維持保全の期間が30年以上であり、点検の時期は建築の完了または直近の点検・修繕・改良から10年以内である計画としてください。

※2 他にも必要書類がある場合がございます。詳細に関しては国土交通省のHPをご参照ください。

≪認定申請する際の注意事項≫

◎小屋裏収納があり、「可動」はしご等以外で昇降する場合は、事前相談を行ってください。

◎北区では、建築基準法第28条第1項における居室に、必要な採光が取れないため、居室を「納戸」と称して、居室として利用しないように注意喚起をしています。納戸に居室となりえる設備（AC、TV端子、住宅用火災警報器）等を設ける場合は事前相談を行ってください。

◎給排水管が計画敷地外を経由するなど、建築後の住宅の維持保全に隣地所有者の協力や承諾等が必要になる場合、当該部分の維持管理が確実に行われることを示す書類の添付を求めることがありますので、事前相談を行ってください。

◎申請日と申請図書に記載された着工予定日が近い場合には申請時点で未着工であることが確認できる資料の提示を求めることがあります。